

令和 2 年 5 月 2 5 日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給

東京都の場合、都による要請や協力依頼に応じて、飲食店など事業を行っている施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮等に全面的に協力をしていただける対象となる店舗・施設について、手続きをとることで協力金の支給を受けることができます。

既に、申請済みの方もおられると思いますが、手続き等について参考になればと思います。

〔協力金の支給額〕

50万円（2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円）

〔申請方法〕

原則ご自分で出来ませんが、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かどうかなどについて専門家が事前に確認することにより手続きが円滑に進みスピードアップされます。

（専門家による確認は都内の青色申告会、税理士、公認会計士、中小企業診断士、行政書士）

〔申請要件〕→（休止要請の対象となる店舗・施設については都総務局 HP でご確認を）

都内での休止又は営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業、個人事業主が対象で、大企業が実質的に経営に携わっていない方です。

〔申請書類〕

申請書兼事前確認書、誓約書、確定申告書など営業実態が確認できる書類、休業状況が確認できる書類、本人確認書類、口座振替依頼書など。

〔申請受付期間〕

令和2年4月22日から同年6月15日（店舗等の休業期間4/16～5/6）

〔申請受付方法〕→（申請書類の提出方法）

- ① オンラインによる提出→6月15日、23時59分までに送信完了すること
HP「ポータルサイト」からの提出。
- ② 郵送の場合→6月15日の消印有効
「簡易書留」など郵便物の追跡ができる方法。
（宛先）東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 東京都感染拡大防止協力金
- ③ 持参の場合→都税事務所・支所庁舎内にある専用ボックスに投函→6月15日17時までに投函
「東京都感染拡大防止協力金申請書類在中」と明記。

※緊急事態措置期間の延長（令和2年5月7日～5月31日）に伴う休業要請第2弾に対する「協力金」の取り扱いは第1弾目とほぼ同じですが、東京都のホームページ等でご確認下さい。

（受付開始6月17日、申請受付期間6月17日～7月17日）（令和2年5月22日現在予定）